

契約No.

契約の保証に関する指示書

千葉県我孫子市
(公印省略)

貴社と締結する次の契約については、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第143条に規定する「契約保証」が必要となります。

つきましては、契約書の提出時に保証を証明する書類をご提出ください。

- 1 発注者 千葉県我孫子市
- 2 件名
- 3 履行場所
- 4 契約締結日 令和 年 月 日
- 5 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 6 契約金額 円
- 7 契約保証の率 請負代金額の10分の1以上
- 8 契約保証の額 円以上
- 9 契約保証の種類

次のいずれかに掲げる契約保証を納付してください。

- (1) 契約保証金（現金）
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証（保証証書）
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証[※]（保証証書）
- (4) 履行保証保険（保険証券）
- (5) 公共工事履行保証保険（保険証券）

※（3）は建設工事又は建設工事に伴う設計、調査、測量等の業務委託において前払金の保証契約を締結した場合に限ります。

10 契約保証の免除

- (1) 免除の対象

貴社において、過去2年間^{※1}に国又は地方公共団体^{※2}と種類^{※3}及び規模^{※4}を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるときは、契約保証の納付を免除します。ただし、契約金額1,000万円以上の建設工事の請負契約は免除の対象としません。

※1 本件の契約締結日から起算して過去2年の間に、契約締結日及び履行完了日の両方が含まれていることとします。

※2 国及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められた地方公共団体を相手方とした契約とします。

※3 「種類」とは、契約の種類（建設工事、建設工事に伴う設計、調査、測量等の業務委託、その他の業務委託、賃貸借、物品購入等）のこととします。

※4 「規模」の下限は、本件契約金額の70%以上の額であるかを目安に判断します。

(2) 申請の方法

契約内容※¹及び契約を履行したことが分かる※²書類を提出してください。

ただし、当該契約が本市との契約である場合は、契約書の写し（契約件名と双方の押印があることがわかるページのみで可。）の提出でかまいません。

※1 契約書（仕様書等を含む。）の写し

※2 発注者から発行された履行証明書、検査結果通知書、成績評定書等の写し等

11 留意事項

(1) 9(1)の現金納付の場合は、納付書を作成し送付しますので、契約検査室まで御連絡ください。

また、納入された契約保証金は、履行完了後の検査に合格した後、所定の手続を経て還付します。

(2) 9(2)から(4)の保証証書等の場合は、債権者(名宛人)又は被保険者の表示を「千葉県我孫子市 代表者我孫子市長」としてください。

(3) 金融機関又は保証事業会社の「保証証書」の場合は、保証債務の履行請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保してください。

(4) 金融機関又は保証事業会社の「保証証書」、保険会社の「公共工事履行保証証券」又は「履行保証保険証券」の場合は、保証(保険)期間が履行期間の始期から終期を全て含んでください。

(5) 保証に関する証書等は、契約締結後速やかに必ず持参してください。

連絡先

千葉県我孫子市役所 総務部総務課契約検査室

TEL04-7185-1695

fax04-7186-1555